

承認を受けている厚生労働大臣が定める 施設基準

基本診療料に関する項目

【入院基本料】

● 一般病棟入院基本料 急性期一般入院料 2 [4・5・6病棟]

「当院の4病棟、5病棟、6病棟は、平均して入院患者さま10人に対して常時1人以上の看護職員が勤務しております。」

【特定入院料】

● ハイケアユニット入院医療管理料 1 [高度治療室]

「当院の高度治療室は、平均して入院患者さま4人に対して常時1人以上の看護師が勤務しております。」

● 回復期リハビリテーション病棟入院料 1 [7病棟]

「当院の7病棟は、専任の医師1名以上、専従の理学療法士3名以上、作業療法士2名以上、言語聴覚士1名以上、専任の管理栄養士1名以上、専従の社会福祉士1名以上が常勤勤務し、平均して入院患者さま13人に対して常時1人以上の看護職員が勤務し、且つ入院患者さま30人に対して常時1人以上の看護補助者が勤務しております。」

● 入院診療計画

当院は、医師、看護師等が共同して患者さまの入院に関して総合的な入院診療計画を策定し、文書により交付し説明いたしております。

● 院内感染防止対策

当院は、病院長、各部門の責任者、感染対策に関し担当の経験を有する医師等の職員から構成された院内感染防止対策委員会を月1回程度、定期的で開催しております。また、各病室の入り口に速乾式手洗い液等の消毒液を設置するなど院内感染防止対策を行っております。

● 医療安全管理体制

当院は、安全管理に関する指針、医療事故発生時の対応方法等、医療事故等の院内報告制度などの医療安全管理体制を整備しております。

また、安全管理の体制確保のため、各部門の責任者等で構成される委員会の開催や職員研修などを定期的に行っております。

● 褥瘡対策

当院は、褥瘡対策に係る専任の医師及び専任の看護職員から構成される褥瘡対策チームを設置し、褥瘡対策を行っております。

● 栄養管理体制

当院は、管理栄養士を配置し入院患者さまの栄養管理を行っております。

● 意思決定支援

当院は、適切な意思決定支援に関する指針を定めております。

● 身体拘束縮小化

当院は、身体的拘束最小化対策に係る専任の医師及び専任の看護職員等から構成される身体的拘束最小化チームを設置し、身体的拘束の最小化を行う体制を整備しています。

承認を受けている厚生労働大臣が定める 施設基準

基本診療料に関する項目

【初・再診料】

- 医療DX推進体制整備加算
- 地域歯科診療支援病院歯科初診料
- 歯科外来診療医療安全対策加算 2
- 歯科外来診療感染対策加算 3

【入院基本料等加算】

- 救急医療管理加算
- 超急性期脳卒中加算
- 診療録管理体制加算 3
- 医師事務作業補助体制加算 1
 - ・15対1補助体制加算
- 急性期看護補助体制加算
 - ・25対1急性期看護補助体制加算（看護補助者5割以上）
 - ・夜間50対1急性期看護補助加算　・夜間看護体制加算
- 療養環境加算
- 重症者等療養環境特別加算（417号・517号・617号 計6床）
- 栄養サポートチーム加算
- 医療安全対策加算 1
 - ・医療安全対策地域連携加算 1
- 感染対策向上加算 2
 - ・連携強化加算　・サーベイランス強化加算
- 患者サポート体制充実加算
- 重症患者初期支援充実加算
- 後発医薬品使用体制加算 1
- バイオ後続品使用体制加算
- 病棟薬剤業務実施加算 1
- データ提出加算 2
- 入退院支援加算 1
 - ・地域連携診療計画加算　・入院時支援加算
- 認知症ケア加算 2
- せん妄ハイリスク患者ケア加算